

主な指摘事項 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>契約書又は重要事項説明書等（以下「契約書等」）について、下記の点につき修正・追記を行うこと。今後については、修正を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の防止のための措置に関する事項を記載すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 ・記録の保存期間が受付時から5年間となっているため、サービス完結の日から5年間に修正すること。 	1件
運営	運営規程	<p>運営規程について、下記の点につき修正・追記を行うこと。また、運営規程の変更については、変更届の提出が必要なため、市高齢者総合支援室宛てに変更届を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容について記載すること。 ・利用料金について、利用者負担額の記載が1割のみのため、2割、3割についても記載すること。 ・合鍵の管理方法について、実態に即した内容を記載すること。 	1件

計2件